

コメ未払い訴訟 和解を検討へ

J A庄内みどり(酒田市)が組合員から委託されたコメの販売代金の一部を不正に内部留保に回してきたとして、組合員83人が未払い金約2800万円の支払いを求めた訴訟の弁論準備が16日、山形地裁鶴岡支部(鈴木わかな裁判長)で開かれた。原告側と被告側の弁護士によると、鈴木裁判長はこれまでの審議を踏まえ、「原告の請求を退ける理由がない」などと述べたという。被告の同J A側に、原告の主張を大筋で認めた上で和解ができるかどうか、次回までに検討するよう促した。

J A側はこれまで、代金の一部を内部留保に回すことは理事会で決定したこと、組合員に対しても集落座談会やお知らせなどで周知し、合意ができていたなどと主張してきた。